

常陸大宮市教育委員会 2月定例会議事録

- 1 会議の名称 常陸大宮市教育委員会 2月定例会
- 2 開催日 令和6年2月26日(月) 午前10時00分から
午前11時25分まで
- 3 開催場所 常陸大宮市役所 行政委員会室
- 4 出席者
 - (1) 教育長 小野 司寿男
教育長職務代理者 宮本 亜希子
委員 生天目 茂
委員 橋本 勇夫
委員 宮田 則子
 - (2) 事務局及び説明者
教育部長 諸澤 正行
学校教育課長 小泉 博美
生涯学習課長 小室 修
文化スポーツ課長 坪 裕志
指導室長 関 好美
学校教育課課長補佐 青山 正樹
学校教育課係長 野上 幸恵
- 5 報告
 - 報告第3号 教育長報告について
 - 報告第4号 指定学校の変更許可について
 - 報告第5号 令和5年度就学援助申請に伴う児童生徒の認定結果について
- 6 議案
 - 議案第5号 議会の議決を経るべき事件の議案の意見の申出について
 - 議案第6号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 7 協議
 - 協議事項2 ラーケーションの実施の検討について
- 8 その他
 - (1) 各課及び教育委員の行事予定について
 - (2) 教育委員会所管事務契約案件報告について

(3) その他

9 次回の定例会日程について

10 閉 会

11 傍聴人の人数 なし

12 会議の概要

小野教育長 本日の出席委員は全員です。

ただいまより、常陸大宮市教育委員会2月定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

小野教育長 本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に生天目茂委員を指名いたします。

本日の会議日程はお配りした会議資料のとおりです。

それでは議事に入ります。

はじめに、「日程2 報告」を議題といたします。

報告第3号 教育長報告となりますので、私の方から報告いたします。

1月25日の総合教育会議においては、大変苦勞様でございました。議題が学力ということで、いろいろな話が出るかなと思っていたんですが、皆さん同じような方向付けの考えだったのと、あとは市長が非常に広い視野でいろんなものを語ってくださったので、とてもいい会議ができたかなと思っています。

それから、2月3日に水戸のヒロサワシティ会館で、いばらきっ子郷土検定がありました。第二中学校が出場したんですが、エースがインフルエンザで欠席ということで、完全な態勢ではなかったんですけど、残念ながら得点は1点も取れずに終わってしまったということでした。この郷土検定って、最初はいろんなところからいろんなものが出題できて良かったんですけど、どんどん出尽くしちゃいまして、今はいわゆるテレビのクイズ番組のような運と不運が分かれたりとか、それから、先押しの方が解答権があるので、ポンと押しちゃうと、質問のその先

で実はっていうこともあって。でも最近の子供たちはすごいですね。瞬発力というか、一行目の二言、三言めで回答するなんていう離れ業をするところもあって、非常に面白かったんですけど、残念ながら大宮は第1回戦で、昨年に続き敗退ということで、来年またがんばっていただきたいと思います。校長先生と一緒に子供達とお話したんですけど、非常に楽しかったと。ハッピーを着て、みんなでステージに上がって戦って、応援されるってことがとても気持ち良かったということで、良い大会だったなって思います。

それから、2月13日に第3回働き方改革推進委員会がございまして、委員さん、それからいろいろな方とまたお話をしましたけれども、事務局の方から出された非常に細かいデータを見たところ、常陸大宮市、学校に関しては大分いろんな意味で進んでいる部分が多いかなと思いますし、データもそれを示しております。今後もこれを続けていくということなんですけれども、我々が現役時代だった頃からみると、相当いろいろなものが無くなって、自由に使える時間が増えてきてるかなって思います。この時間を子供達のためにどういうふうにするのかっていうのが、これからの大きな課題になってくるかなと思いました。

2月16日は教育振興大会、大変お世話になりました。あれだけの数の表彰と、それから今回初めて体力賞を表彰をしたんですが、来年はできれば成績の方も上手に工夫をして、同じように表彰したいなって思っています。

それから2月20日に一般質問の通告期限がございまして、3名の議員さんから教育関係の質問がございまして、1つ目は高村議員で、教科書単独採択について、それから小原議員から、教科担任制、教員業務支援員、それから今日ご協議いただく項目に入ってるんですが、ラーケーションについて、大貫議員からは、特別支援教育、いじめ、不登校、そして同じくラーケーションについての質問があるということになっております。

それから、1月31日に常陸大宮市の教科書を考える常陸大宮連絡会という

ころから申し入れがありまして、私と学校教育課長と指導室長で対応いたしました。お配りしてあるのがその申入書、それから質問の回答です。

同じようなものを回答しているのですが、それに変えていただこうと思ったのですが、そうではないということで、きちんと1つずつお答えいたしました。

報告は以上です。ただいまの件について質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ないようですので次に移ります。

ここで皆様にお諮りいたします。この後の報告第4号及び第5号につきましては、個人情報に関する内容が含まれております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項の同項のただし書きの規定により、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことになっています。

つきましては、個人情報保護の観点から、会議を非公開にしたいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員 挙手)

小野教育長 全員挙手ですので、報告第4号及び第5号につきましては、非公開といたします。

それでは会議日程に戻ります。

報告第4号 指定学校の変更許可について事務局の説明をお願いいたします。

小泉学校教育課長 【報告第4号について説明】

小野教育長 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では無いようですので、続きまして、報告第5号 令和5年度就学援助申請に伴う児童生徒の認定結果について事務局の説明をお願いいたします。

小泉学校教育課長 【報告第5号について説明】

小野教育長 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

これ非認定になる家庭って、収入は自分で分かってはいると思うんだけど、そういった収入の下限があって、それ以上は駄目なんだっていうことも分からなくて申請してくる人が多いんですかね。

小泉学校教育課長 はい。保護者の方にそういったパンフレットを事前に配布しております。その中で、世帯構成によって、例えば、お父さん、お母さん、子供1人の場合は所得でいくら、お父さん、お母さん、子供2人の場合は所得でいくらという例示をして保護者に出しています。そして、自分の家庭は該当するかなと思う方が申請をしてくるので、こちらでその家庭状況を確認した結果、その基準をオーバーしていたということになります。

小野教育長 分かりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、報告は以上となります。

続きまして、「日程3 議案」に入ります。

議案第5号 議会の議決を経るべき事件の議案の意見の申出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

小泉学校教育課長 【議案第5号について提案・説明】

小室生涯学習課長 【議案第5号について提案・説明】

坪文化スポーツ課長 【議案第5号について提案・説明】

小野教育長 説明が終わりました。質問があればお願いします。

よろしいですか。

では、無いようですので採決に移ります。

議案第5号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

小野教育長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、原案のとおり可決とい

たします。

次に、議案第6号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

小泉学校教育課長 【議案第6号について提案・説明】

小野教育長 説明が終わりました。質問があればお願いします。

よろしいですか。

では、無いようですので採決に移ります。

議案第6号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

小野教育長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、「日程4 協議」に移ります。

協議事項2 ラーケーションの実施の検討について事務局の説明をお願いします。

小泉学校教育課長 【協議事項2について説明】

小野教育長 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。読むとなるほどというような気もすれば、分かりにくい気もするんですけども。簡単に言いますと、こういった活動を保護者とするとき、学校のある登校日に申請をして、許可をもらえれば、学校に来なくてもいいよということで、学校長が欠席扱いにしない、出席扱いにするということでございます。我々教員から見ると、「えっ」て思うような話なんです。実際には、で、この日の授業に関しては、特に補填をされるわけではありませんから、親、もしくは保護者の判断で、この日の授業は受けずに、こちらの活動をやった方がいいという申請から取れるものです。いろんな状況の子供がいますから、これが非常に効果的というか、

お父さん、お母さんがこれを理由に仕事を休んで子供たちと過ごすっていうことも可能かもしれませんが。ただ、こういったことが条件としてできない子もいるのではないかと。例えば、保護者がいない、親がいない、それから経済的にこういったものできないと。これは旅行も含まれますので、私は大半は旅行になるんだろうと思います。愛知あたりで9月ぐらいからやっていて、茨城県の方としては、ここに書いてあるように、県立高校と付属中と中等教育学校は全校実施すると。ただし、市町村立の学校に関してはそれぞれの市町村で判断をしてくださいということになったわけで、これは県の方から下りてきている話だということです。それで、理由は分かりませんが、城里町はやらないけど、他のところはやるということで。これは選択が非常に難しくなると思うんですが、要するに、何で常陸大宮市はやらないんだと、これ権利だろうと。そしたら、こういうことは認められているのに、それを教育委員会がやらないという理由は何なんだっていうことになってくるんじゃないかなって思うんですが、そうすると、ちょっと理由付けは非常に難しくて、おそらく説明ができないと思いますけど。それで、それぞれのご意見をいただきたいと思います。

生天目委員　　まず、ラーケーションっていうのがまだよく分からない。県で言っているラーケーションっていうのはどういうことを指してるのか、これだけではなかなか分かりづらい。それともう1点は、5日以内に限り登校日と認められたとして、全欠よりはいいということなんだろうが、その子供の5日を登校と認めたとき、何のメリットが出てくるかなっていうのが思い浮かばないんだけど。全欠よりはいいっていう程度なのかな。

小野教育長　　極端な話、県立高校の入試の関係では、出席にするっていうのは、今はもう全く何の関係もありませんので。ですから、その出席欠席の扱いのことについての何かっていうことではないとは思いますが。ただ、5日に関しては、もう学校行かないで親と一緒にこういった活動をする、もしくは誰かとや

るってということについて、校長はオッケーをするよということ。原則保護者ってということになっているんですが、「原則」となっていますので、保護者がいない子も何とかなるのかもしれませんが。この辺は行政の表現ですから。で、「体験的、探求的な学び活動を自ら考え、企画、実行する」ということで、保護者との休暇に合わせて児童生徒の保護者等とともに活動できる」と。これ、何でもオッケーなんですよ。はっきり言うと。海に行つて遊ぼうが、釣りに行こうが、外国旅行に行こうが、全て体験的な、探求的な学びということに置き換えられますので、学校休んで、お父さん、お母さん、もしくは誰かと行っていいよと。校長先生は5日間は休みにしませんよという、それだけなんですよね。

生天目委員 たぶん、簡単な計画書くらいは出すんでしょうけど。

小野教育長 はい。で、この裏に書いてあるように、その計画を立てて、その指定された方法で申請をするということです。ただ、おそらくこれも例えば旅行届みたいな、簡単なものでいいんだと思います。どこに行つて、どこに泊まってきます。活動としては、海洋生物の研究、船に乗つてクジラを見に行つたとか。

とにかくこれを権利として国、県が認めてるものだから。周りの市町村が全部やると、そういう権利の問題があつて。城里町を除いてやるわけですから。実際、他の市町村もこういったものを認められると、なんでうちはやらないんだ、これは権利だろうと。国が認めて、県が認めて。そしたら、やらざるを得なくなりますよね。そんなふうにつつてあるんですけど。

生天目委員 そういうような考え方からして、大宮もやらざるを得ないってということになるかな。申し出があれば。

小野教育長 何だかね。これは私の教員としての頭が固いつていうより、一生懸命学校で授業やつて、目標でその計画を立て、そしてカリキュラムを組んで、年間35週の中でいろんな教科が組み上がっているわけですよ。で、その中で、本当にがんばれよつてやっているところで、「5日間まで休んでオッケーです

よ」って、それは個人的には何とも思うんですが。

生天目委員 不登校の救済にはならないような気がするんだけど。

小野教育長 ならないです。

橋本委員 ならないですよ。

宮本委員 ただ、不登校、もう完全に休んじゃっている子に関しては、5日っていうとあんまりなんですけど、周りの保護者に聞いてみると、特に中学生で、ちょっと辛いから今日は休みたいっていう子がまあまあいます。それで、そういうがんばっている子って、例えばテスト期間中は休めないけど、テスト明けで授業そんなに大変じゃないから、ここだったら休んでいいかなって考えて休んでいる子もいるようなんですね。なので、自分でこれ以上がんばっちゃうと厳しいっていう、自分で考えて休みを取りたいっていう子に対しては、救済措置になるかなって思いました。あとは、今は保護者の働き方がすごく多様化しているんで、どうしても土日に旅行に行けない、子供が休みの日に行けないっていう、例えば、日曜と月曜とか、金曜と土曜に行くっていう話はたまに聞きますね。でも、その家庭は保護者の考えで休んで行くって決めているので、こういったものはあってもなくても行くとは思いますが、子供の中の罪悪感、「学校休んでいいの？」っていうものがやっぱり若干あるみたいで。パパとママが「いいんだよ」って言えば、結局行くんでしょけど、こういうものがあると、子供も罪悪感なしに楽しめるのかなって思いました。

小野教育長 なるほどね。子供の観点からいくと、そういう部分もありますね。

いろんな基本的なものを突き進めていくと、学校教育って何なんだという話にまでなっていて、しかも何がいいか、何が悪いかわからない、これやんなきゃダメ、これをやっちゃいけないっていう、そういうことがきちっと項目立てられるような状況ではないんですよ。現代の教育って。だから、いろんな意味で、何かやればそれに繋がるものがたくさんあるっていう世の中になっているわけだから。

であれば、こういったものを認めるということは必要なことなんじゃないかなと思うんですね。それで、何でこれ5日なんだろうと思うんだけど、フリーにすると、おそらく毎日休まれては困るよなっていうのもあったんだと思うし、例えば、10日とか20日とか、もっといっぱいあった方が絶対にいいはずなんですけど、そんなにできるわけないよということで。さっきちょっと出ましたけど、土日って予定していた旅行を、金土日月まで延ばせるとか、ラーケーションという大義名分で会社の方にも休みは取りやすいだろうし、お父さんお母さんの申請で子供は学校休んでいいよって、校長先生は許可するよってことになれば、それはそれでいいんでしょうけど、じゃあ、その月曜日の授業と金曜日の授業をやる側としてみれば、来なくていいよとは言えない。時間が繋がってるわけですから。

橋本委員 いろいろな意味で学校教育そのものが変わってきていますよね。それも下からこう上がってくるんじゃないくて、トップダウンで外国と比較したりして変わってきているんですけども。ただ、これ見たときに5日間かって思ったんですけど、すごい個人差が出てきますよね。家庭によって。旅行って考えることもあるだろうし、最初の例で水族館がありますけども、何かに興味があって、休めるんだったらぜひやってみたいっていうような子も出てくるんじゃないかなと思って。かなりの差が出るだろうなと思いながら、そういうシステムがあるならば、積極的にこう、働きかけないにしても、そういう特別な能力とか興味を持ってる子に対しては取り入れてもいいのかなっていう気がして、いろんなニュースを見ていたんですけども。ですから、実際に令和6年度にスタートして1年経ったときに、多少は実態が見えてくるのかなって気がして、ちょっと楽しみだなと思ってます。

小野教育長 そうですね。宮田先生、いかがですか。

宮田委員 やっぱり学校教育って、本当にスリム化して、基本、人間性を作ってい

くための基礎、基本的なものをしっかりとやっていく。だから、このラーケーションって、私もよく研究してないから分からないんですけど、個性を持った子を家庭が応援して、そして体験する、そういうのには非常にいいことだと思うんですが、実際に常陸大宮市を考えた場合には、やっぱり本当に基礎、基本をしっかり学ばせる集団の学習の場っていうものを一生懸命いろいろあれこれの方法で検討しているところなので、教育委員会として賛成しても、実際に申し込みがなければ行けないことですよ。だから、ここで反対するっていうのはいろんなことが絡んでくると思うんですけど、賛成しておいても、実際に現場に投げかけた場合、希望者はいるのかなっていう、いないんじゃないかなって。「地域に出かける、多くの人と出会う、探求する」、これは簡単に不登校の子も行けるよって言うかもしれないけど、新しい環境のところに実際に親が参加しようっていても、本人は非常に消極的になるんじゃないかなって、私の勘違いかもしれませんが、今の子供たちの様子を考えるとそんなふうに感じています。ですから、こういうせっきくの機会なので、団体としてはそういう賛同的な考え方であっても、実際にはいないんじゃないかなって、その前提が私の頭の中にあるので。だから、こういうのを見た時には「いいことだね。」って表面的に思っちゃうんですよ。だけど、現場を考えたときには、なかなか難しい。

小野教育長　　そうですね。ありがとうございます。これ、学校も困ることになると思うんですよ。正直な話、校長が許可するってことは、例えば「この活動はラーケーションとして認められるんですか？」っていうものが出てこないとは限らない。そのときにはたぶん教育委員会に問い合わせが来ると思うんです。「これいいんですか？」って。でも、この表現からいくと、いわゆる体験活動とか自分で課題を探求するってことであれば、何をやったってその子のためのプラスになる活動なんだってことで、必ず理由になるんですよ。だから、こ

これは駄目だってことは言えないことになってくるだろうなと思うんだけど。駄目だといって止める理由がない事項は、委員会としては認めて、それで、学校の方にもし相談があれば、それに対応するっていう以外にないかなと思うんですけどね。それでよろしいですかね。

意見としては、全員一致ということでもいいですか。委員会としてこれは認めて、県には常陸大宮市はやると報告するというところで。

橋本委員 この内容からちょっとずれるんですけども、不登校の生徒に対してって話がちょっと出ましたよね。でも、不登校の生徒は、例えば学校じゃない所で何かの活動をするっていう、これは学校も入っての計画になるでしょうけども、そういった体験っていうのは出席扱いで今までもやっていたと思うんです。ですから、不登校の子にはあまり影響はないのかなという気がしたんですけど。

小野教育長 そうですね。ありがとうございます。

では、常陸大宮市としては実施するというところで、県に報告をするというところでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

小野教育長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、「日程5 その他」に移ります。

(1) 各課及び教育委員の行事予定について、事務局の説明をお願いします。

小泉学校教育課長 外 [行事予定説明]

小泉学校教育課長 [教育委員の予定説明]

小野教育長 ただいまの件について、質問等があればお願いいたします。

無いようですので、(2) 教育委員会所管事務契約案件報告について、事務局の説明をお願いします。

坏文化スポーツ課長 [契約案件説明]

小野教育長 ただいまの件について、質問があればお願いします。

小野教育長 無いようですので、(3) その他について事務局又は委員の皆さまから何かありましたらお願いします。

無いようですので、続きまして、「日程6 次回の定例会日程について」、事務局からお願いいたします。

小泉学校教育課長 (3月定例会及び第1回臨時会について日程調整)

小野教育長 それでは、第1回臨時会については、令和6年3月14日木曜日の16時から、3月定例会については、令和6年3月25日月曜日の午前10時より開催することにいたします。

以上をもちまして、常陸大宮市教育委員会2月定例会を閉会いたします。

(閉会：午前11時25分)